

京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する条例（平成18年12月28日京都市条例第23号）（こころの健康増進センター）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」といいます。）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項を定めることとしました。

主な内容は、次のとおりです。

1 審議会の設置等（第2条から第7条まで関係）

精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議させるため、京都市精神保健福祉審議会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることとします。

2 報告の徴収（第8条関係）

市長は、法の規定による改善命令等を受けた精神科病院の管理者に対し、当該精神科病院に自ら入院した精神障害者の症状等について報告を求めることができることとします。

3 罰則（第10条関係）

2の報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対し、過料を科します。

この条例は、平成18年12月28日から施行することとしました。

京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する条例を
公布する。

平成18年12月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第23号

京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会)

第2条 法第9条第1項に規定する地方精神保健福祉審議会として、京都市精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者
- (2) 精神障害者の医療に関する事業に従事する者
- (3) 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立及び社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(審議会の会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 審議会に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 第3条第2項の規定は、臨時委員について準用する。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査又は審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(審議会の招集及び議事)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員及び議事に関係がある臨時委員（以下「委員等」という。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告の徴収)

第8条 市長は、法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者に対し、同項の規定による報告を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、法の施行並びに審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(過料)

第10条 市長は、正当な理由なしに、第8条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対して、50,000円以下の過料を科することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 京都市精神保健福祉審議会条例は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の京都市精神保健福祉審議会条例（以下「旧条例」という。）第2条第2項の規定により委嘱された京都市精神保健福祉審議会の委員（京都市精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例（平成18年3月27日条例第123号）附則第2項の規定により委嘱されたものとみなされる者を含む。以下「旧委員」という。）である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第3条第2項の規定により審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 施行日から平成21年3月31日までの間に市長が委嘱した委員（前項の規定により市長が委嘱したとみなされる委員を除く。）の任期は、第

4条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

- 5 この条例の施行の際現に旧条例第4条第2項の規定により定められた京都市精神保健福祉審議会の会長である者又は同条第4項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、施行日に、第5条第2項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第4項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(こころの健康増進センター)